

高松市・香川町合併協議会会議録
第 8 回 会 議

平成 1 6 年 7 月 2 8 日 (水)

高松市・香川町合併協議会

高松市・香川町合併協議会会議録

第8回会議

1 日時

平成16年7月28日(水)午後1時30分開会・午後3時13分閉会

2 場所

香川町農村環境改善センター 2階 大ホール

3 出席委員 21人

会長	増田昌三	委員	森谷芳子
副会長	岡弘司	委員	溝渕敬
委員	廣瀬年久	委員	初瀬恭次郎
委員	松本吉弘	委員	富田道教
委員	谷本繁男	委員	大塚茂樹
委員	御厩武史	委員	鎌田郁雄
委員	大橋光政	委員	千葉規美子
委員	北中ヤエ子	委員	中原弘
委員	梶村傳	委員	長尾光喜
委員	大浦澄子	委員	山本宏美
委員	三笠輝彦		

4 欠席委員 2人

委員	井原健雄	委員	西川勝秀
----	------	----	------

5 出席幹事 7人

幹事長	廣瀬年久(委員兼務)	幹事	二川幹生
副幹事長	松本吉弘(委員兼務)	幹事	妹尾長
幹事	熊野實	幹事	三好和則
幹事	横田淳一		

6 幹事会部会委員 6人

市民部会長	氏 部 隆	教育部会長	塩 津 政 春
市民部会委員	小 泉 康 裕	教育部会委員	藤 田 容 三
市民部会委員	田 野 茂 雄	教育部会委員	片 山 雅 文

7 事務局

事務局長	林 昇	総務班 兼調整班	安 西 正 門
事務局次長	加 藤 昭 彦	総務班 兼調整班	森 田 大 介
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福 井 隆	調整班長	清 谷 文 孝
総務班長 兼調整班兼計画班	澤 田 敏 男	調整班 兼計画班	林 田 競 一

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(3) 協議事項

協議第 6号 財産の取扱い(協定項目第5号)について

(第7回会議提案:継続協議)

協議第 7号 慣行の取扱い(協定項目第12号)について

(第7回会議提案:継続協議)

協議第 8号 特別職の職員の身分の取扱い(協定項目第15号)について

(第7回会議提案:継続協議)

協議第 9号 附属機関等の取扱い(協定項目第17号)について

協議第10号 公共的団体等の取扱い(協定項目第18号)について

協議第11号 使用料・手数料等の取扱い(協定項目第20号)について

協議第12号 各種団体への補助金・交付金等の取扱い

(協定項目第21号)について

協議第13号 都市提携(協定項目第24-1号)について

協議第14号 人権啓発事業(協定項目第24-4号)について

4 その他

(1) 建設計画作成に当たっての住民意向調査について

(2) 今後の合併協議スケジュールについて

(3) 高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について

5 閉会

午後 1時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） 予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・香川町合併協議会第8回会議を開会させていただきます。

皆様方には、本日、何かとお忙しい中、また、お暑い中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、早速でございますが、会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、千葉規美子委員さんと中原 弘委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 (1) 協議事項

議長（増田会長） まず、(1)の協議事項でございますが、初めに、協議第6号財産の取扱い(協定項目第5号)についてを議題といたします。

なお、この協議第6号につきましては、前回、第7回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますのでございます。

それでは、協議第6号の提案内容を事務局から改めて説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第6号財産の取扱いについて、提案内容を御説明いたします。

会議資料の1ページをお開き願います。

ページの中ほど、枠で囲った部分をごらんいただきたいと存じます。

提案内容でございますが、「香川町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐものとする。」というものでございます。

なお、具体的な調整内容につきましては、前回の会議で御説明いたしましたので、本日は説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第6号につきまして、御質問、御意

見等がございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

御厩委員 香川町の御厩でございます。

前回発言したとちょっと重複しますけれども、再確認といった形でお願いしておきたいんですが、我が香川町にある目的別な基金、また、ふるさと創生基金、これについては、十分、我々香川町民の意思が反映されるように、合併後も取り扱いをしていただきたいと思うわけでございます。そのあたりの確認をよろしく願います。

議長（増田会長） 前回もお答えいたしましたように、十分に香川町の御意向を尊重するというので意見集約をしたいと思っておりますので、よろしく願います。

ほかに何かございませんですか。

はい、どうぞ。

大塚委員 香川町の大塚です。

これも前回までにも、それぞれの委員、香川町側の委員の人たちから触れた内容ではありませんけれども、香川町のその基金については、かなりな部分が目的別の基金として積み立てがされてきたものが多いわけです。こういった基金については、その目的が達成できる方向で、建設計画にも織り込んでいただきたいし、この基金の活用については、その目的達成のために活用していただけるように、特段の配慮をお願いしておきたいと思えます。

以上です。

議長（増田会長） わかりました。

ほかにございませんでしょうか。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第6号についてお諮りをいたします。

協議第6号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ありがとうございます。

御異議がありませんので、協議第6号につきましては、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第7号慣行の取扱い（協定項目第12号）についてを議題といたします。

なお、協議第7号につきましても、前回会議で継続協議の取り扱いとなっておるものでございます。

それでは、協議第7号について事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、資料の7ページをお開き願います。

協議第7号慣行の取扱いについて、御説明をいたします。

ページの中ほど、枠で囲った部分をごらんいただきたいと存じます。

提案内容でございますが、まず、1の市章につきましては、「高松市の市章を用いるものとする。」

次に、2の市民憲章につきましては、「高松市の市民憲章を用いるものとする。」

次に、3の都市宣言でございますが、「高松市の都市宣言に統一するものとする。」

次に、4の市木及び市花でございますが、「高松市の市木及び市花を用いるものとする。ただし、香川町の町木については、香川地区の推奨の木とする。」というものでございます。

事務局からは以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第7号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

大塚委員 香川町の大塚です。

前回のときに、鎌田委員さんからだったと思いますけども、このままでいいんだろうかと。香川町から皆さん一緒になるということになれば、その香川町も含めた新しい市民憲章、あるいは都市宣言といった内容が必要なんでないか、そういうふうな御助言をいただきました。

しかし、この項につきましては、原案のままとして、もしそういったことが、新しい市ができたときには、当然、必要性が出てくるだろうと思います。その時点で起草委員会なり設置して検討をしていただきたいと思います。

香川町と高松との合併協議会においては、そこまで立ち入るべき内容ではないかと思えますので、よろしく願いしたいと思えます。

議長（増田会長） はい、ありがとうございました。

そのように計らわせていただきたいと存じております。

ほかに何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは協議第7号についてお諮りいたします。

協議第7号については、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がございませんので、協議第7号につきましては、原案のとおりと確認をいたします。

次に、協議第8号特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第15号）についてを議題といたします。

なお、協議第8号につきましても、前回会議で説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますのでございます。

協議第8号について、提案内容を改めて事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料11ページをお開き願います。

協議第8号特別職の職員の身分の取扱いについてでございます。

提案内容でございますが、ページの中ほどにございますように、「香川町の特別職の職員（町長、助役、収入役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めるものとする。」というものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第8号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

初瀬委員 香川町の初瀬でございます。

この件につきましては、第2回会議の協定項目15番目に、特別職の職員の身分の取扱いとありまして、新設合併では特別職の職員は全員身分を失い、編入合併では編入される市町の特別職は身分を失うこととなる、こうした特別職の職員の措置については、協議する必要があると、こういうことでしたんですけれども、今回の協議では、これが随分、文言が変わっておるのは、今、御説明のあったとおりでございます。

これでは、合併の行財政改革の意義に、私は著しく反するというようなことで、例えば松山市の、これ、例が載っておりますけれども、「特別職の職員（教育長を含む）については、合併期日の前日をもって失職する。」と、こういうことで文言を入れかえていただ

きたいと、このように要望するものです。

以上です。

議長（増田会長） ただいまの御意見に対して、何か御意見等ございますでしょうか。

特にあれですか……、私の方から、じゃあちょっとあれですが、失職するというのは、もう法律で決まっておりますんで、あえてそれを協定項目に入れるというのはいかがかなという気はいたしますけれども。もちろん、特別職をどうするかということについては、別途協議しても、この間もお話ししたと思いますが、幹事会等で協議した上で、さらにこの協議会へ諮るということでございますので、一方的にどうこうするような話でないし、しかも今ちょっとおっしゃられたけれども、行革に反するというような前提のことは、なるのかならないのか、それも含めて協議で決まるわけですから、今の段階では、他の協定項目同様に、この程度でもいいのかなとは思いますが、皆さん方の御意見が嫌というのであれば、またそれはあれですけれども。どうでしょう。特にこだわる必要はないのかなという気はいたしますけれども。

初瀬委員 このままでは、住民の方々にもちょっと何か不信感を抱くというか、これが実際に行財政改革の一端につながるのかな、というようなことにもなりかねないんで、私はやはり、文言を入れるということが必要ではないかと思えます。

あえて、議長さんが今おっしゃっておられるようでしたら、これはそしたら協議会の継続中に、この取扱いについては、我々に協議をしていただいて、決定するわけでございますか。

議長（増田会長） 皆さんの御意見で引き続き協議ということであれば、一向にそういうことで構いませんけれども、何かこの件について御意見、ほかの方ございますか。

はい、どうぞ。

御厩委員 わかりやすく言えば、失職するという文言を入れた方が、住民にとってもわかりやすいんじゃないかと思う。原則は失職するに決まってるのは、わかっておるんですが、よりわかりやすくするためには、やっぱり失職するを入れた方が住民にとって理解しやすいんじゃないだろうかと思えます。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

大塚委員 香川町の大塚ですけども、あえて住民からの誤解を招きかねないこの協定項目が、法で、特例法できちとうたわれている項目でもあるのに、この協定項目として立ち上げなければいけないというところに、住民から不信感を抱かれかねない恐れがあるん

でないかと。こういうことから、実は香川町の合併問題の特別委員会でも、このことが指摘されたり、また前回の協議会に参加されておった住民の方々から多くの意見が出されています。あえてこの項目、なぜ必要なんだろうかというところにちょっと疑問が残るわけなんですけれども、その点いかがなものか。

それともう一点は、実は香川町の特別委員会でも、この項目については、是正した方がいいんでないかという意見が非常に多く出てます。そういう経過上の問題からも、もしこの原案のままということになるとすれば、再度、協議期間を延長していただきたいと思うんです。その点お願いしておきたいと思います。

以上です。

議長（増田会長） 本協議会に上げるときの幹事会で、ほぼそういう結論が出ておるはずなんです、この件について、ちょっと事務局から説明をさせます。

事務局長 ちょっと事務局から、事務局の立場で補足させていただきますが、今回提案いたしておりますのは、前回は説明をいたしましたけれども、合併協定項目として設定をしております、それについて提案のような内容で協議会に提示をいたしましたわけでございます。

この趣旨といたしましては、編入合併ということが決まりますと、編入される自治体の特別職は、法律上、当然失職するということは、先ほど来、御意見のとおりでございます、その失職をした場合に、合併時点において、即、失職ということが発生した場合に、合併後のまちづくり、特に編入される地域のまちづくりに適切に対応ができるかどうかというようなことがございまして、全国的に、このような場合には、特別職の取扱いについてどのようにするか、全く何もしないのか、あるいは何らかの対応をするのか、というゼロから100の間の中で検討をしていくということで、こういう項目を設定して、ここに記述しておるような内容での提案をさせていただいておるところでございまして、先ほど会長さんの方から話がありましたように、それでどうするかというのは、これからの協議の中で決まっていくわけございまして、この提案の内容が、つまり特別職を何らかの形で処遇するということの結論が出ているわけではない、ということでございますので、これから幅広い選択肢の中から協議をしていくということで提案をいたしておりますので、そのような趣旨を御理解をいただきまして、御協議を賜りたいというふうに思っております。その点申し上げておきたいと思います。

この協議結果につきましては、本合併協議会に報告をさせていただくということにつき

まして、前回説明いたしたとおりでございますので、どこか別の場所で勝手に決めて、それをそのまま何にも公表しないまま、最後の段階でそれが対応がされるということではないということでございますので、その点についても御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（増田会長） 私が言いたいのは、幹事会でこの件について議論がなかったのかどうかということ。

事務局長 幹事会におきましては、香川町さんの方からそのような御意見が出ているということについて説明がありました。その際にも、先ほど申し上げたようなことで、事務局としても説明をさせていただいておりました。この問題を法律の規定どおり修正することになりますと、先ほど来、出ておりましたように、合併協定項目自体ここへ上げるのがいいのかどうかということになってきますので、とりあえずこのような形で、今後の選択の幅を提案をさせていただいて、今後協議していくということで提案を当初いたしておりますので、そのままこの協議会に提案をさせていただくということでございます。よろしく願いいたします。

廣瀬委員 高松市の廣瀬でございます。

幹事会の話が出ましたので、今の事務局の話に若干追加をいたして説明を申し上げたいと存じます。

ただいま事務局から話を申し上げたような内容について、幹事会で話が出ました。それに加えて、この表現では、市長と町長が勝手に協議を進めるというような誤解を招くのではないかとということがあわせて話が出ましたけれども、これは幹事会では、あくまで香川町は香川町の中で協議を進め、それから高松市は高松市の中で、それで、両市町の代表者として市長、町長が協議をするということで、町長と市長は何の相談もなく、勝手に決めるということではないので、この提案内容で、本日の会議で十分説明を申し上げ、委員さんの御理解をいただこうということで幹事会は終わった次第でございます。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） どうぞ。

森谷委員 高松の森谷です。

ちょっと確認というか、させていただきたいんですけど、この身分の取扱いというのは、私の考えでは、例えば今の町長、助役、収入役、教育長という、いわゆる立場で名誉

的なとか、収入が伴うとかいうふうな意味じゃなくって、こういう今までの立場で蓄積してきた知恵とか御意見とかをいただくと、そういう身分の取扱いというふうに解釈させていただいてたんですけど、そういうことも含まれているわけだと思いますが、いかがでしょう。

議長（増田会長） 事務局から。

事務局長 ただいま御意見いただきました内容も含まれております。そういうことも選択の中にありますということでございます。

初瀬委員 香川町の初瀬です。

そういうことなれば、この協定項目の「両市町の長が別に協議して定める」の次に、「定めて、高松市・香川町合併協議会にて、再度協議をする。」というようなことを、文言を入れなくては、これだけでは、もう我々に相談がなくて、四役の身分の取扱いについては、両市町の長が、もう勝手に決めてしまうというふうに私は受け取っておるわけなんですから、でございますけれども。

それともう一つ、市と町が建設計画などを立ててあれした場合、その推移を新しいこの委員さん、この身分の取扱いで決まった、何らかの身分を決めて、その四役さんあたりに香川町の建設計画の行き先を見てもらうというようなお言葉があったかと思うんですけども、これが実際そういう四役の方が高松市でそういう身分になった場合、高松の市議会や、また、市長さん、三役さんの前で、私どもの町から出た委員さんが遠慮なくどんどん発言できて、それが実現の方向に向かうかどうか、そこらは私はちょっと疑問に感ずるわけでございます。

それと、やはり香川町の職員も新しい市の職員として合流するわけですから、香川町から行った職員の方々には、十分その点は努力していただいて、建設計画の遂行について、順次、私どもに情報を入れていただくというようなこと。

それと、もうちょっと先の取り扱いになるかと思うんですけども、私は香川町は自治特別区でも、なにをしていただいて、向こう1期ぐらいは人口配分による議員さんの数を決めていただいて、特に香川町から議員さん何名というふうな方向で自治特区をこしらえて、1期だけでも結構ですから、議員を出していただいて、その議員さん方がいわゆる建設計画の遂行について意見も言わせていただく、また見守らせていただくというような方向でいけばと、このように思っておるわけですから、あくまでもこの今の協定項目をこのままでするなれば、両市町の長が別に協議して、その案を高松市・香川町の

合併協議会に提出すると。それで再度協議するというふうな文言を入れていただきたいと、かように思うわけです。

以上です。

議長（増田会長） その御心配は前回も話したし、先ほども私が話したように、ここで公式に話しておるんですから、ここでも必ず持つてくると言っておるんですが、それでは信用できないと。文言にどうしてもしなければならぬとおっしゃるわけですか。

はい、どうぞ。

富田委員 香川町の富田ですけども、大変失礼なんですけども、きょう副会長もおるしな、それから収入役もおるだろうし、それから助役さん、教育長もおると思うんですけども、その人たちの御意見が、先ほど言われた幹事会の中で、そういうようなことでいたらええがというようことになつとんか、なつとらんのか、その人たちの御意見をちょっと聞いていただきたいと思うんですけども。

議長（増田会長） はい、それじゃあ……、どうぞ。

廣瀬委員 幹事会の中では、ただいま富田委員さんおっしゃったような内容は、助役さんの方からございました。

その中で、特に話があったのは、先ほど私が申し上げました、協議会と全く相談なしに両市町限りで勝手に決めるんじゃないだろうかという御意見が香川町の中であるということとは、助役さんから十分伺いをいたしております。

それともう一点は、先ほど事務局から説明があった内容ですが、これについては、ただいま会長が申し上げましたように、失職の問題はもう法律事項ですから、これは改めて表現する必要はないだろうと。それから、ここへ記載しておる後段の問題については、やはり協議してここへ上げてくるわけですから、十分本日の会議で理解がいただけるものということで、香川町の助役さんからはその点について十分なお話その会議の中で出てまいりまして、会議録の中でも記録を残しておくというようにいたしておるところでございます。

富田委員 富田ですけども、先ほど言った、失礼なんですけども、基本的なうちの四役の考えをちょっと聞いてもろうとつたらと思うんですけども、ちょっと済みませんけども。

岡副会長 副会長の岡でございますが、ただいまの富田委員さんの御質問にお答えしますが、この前の合併問題特別委員会の中で、私、それから助役さん、収入役さん、教育長

はちょっと欠席だったんですが、3名につきましては、この法律のとおりやめると、失職します、ということを言明しておりますので、そのあたりを御理解いただきたいと思っております。

鎌田委員 高松民間委員の鎌田ですが、この歯切れの悪さは一体何ですか。事務局に伺いますけど、ほかの何ちゅうんか知らんけど、ほかの5町との協議が調ってないんで、ほかの5町の特別職さんは残りたいような懸念で、足並みそろえるために、今決めちゃあいけないみたいな、そういう感じで先延ばししているのと違いますか。

やっぱり民意を反映してないよ。法律で決まっていることは、もうすぱっと、失職するでいいじゃないですか。何ぐずぐず言ってんだらう、わっからねえな。

議長（増田会長） お答えが要りますか。御意見ですね。

御厩委員 香川町の御厩でございます。

先ほど、助役さん、事務局のお話も聞いたんでございますが、やっぱりこの文言、「香川町の特別職の職員」、括弧ありますが、「の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めるものとする。」、これだけでは、やはり言葉がいかにも足りない、どうにも理解できない、住民の誤解を受けると私は思うんです。

やっぱり、この話したんならいいじゃないかと言うけれども、住民にとってはこれやったら、単純に受け取れば、やはり心配されるように、町長と市長が勝手に決めるんじゃないかと受け取るのが普通の人間の理解の仕方ですよ。もう少しわかりやすいようにすべきだと思うし、あともう一点、そりゃ私ども香川町も、よく知った町長を含め四役が何かの役についていただいて、今後1年か2年か3年かわかりませんが、香川町がうまくいっているかどうか助言を与えたり、監視をしていただきたい気持ちはあるんですが、それとこれと一緒にせんと、これはこれで身分を失職すると。改めてまた、そういう立場の人が要るんだったら、たまたま町長さんが選ばれるかもわからない。助役さんが選ばれるかもわからない。別個に考えんと、これそのまま、そういう役も必要だろうと私も考えるんですが、それとこれと一緒にくたに、先の心配し過ぎて決めんと、四役が失職すれば、失職するでぱしっと切った方がわかりやすいと思うんです。また、改めてこちらの方から、それだけではいかんので、こういう役も、うちの元町長選んでくださいという話が出るかもわかりませんが、それはきょうの話とは別個な形でまた考えていただきたい。

以上です。

議長（増田会長） はい。

梶村委員 高松の梶村ですが、段々の意見でそういう扱いをやっている松山市の例もありますから、あえてどうしてもそれでなかったらいかんという香川町側の皆さんの御意見であるなら、私はそれに従ってもいいんじゃないかと思うんですね。

ただまあ、円満な合併協議会がずっと積み上げられてきて、例えば最終の段階で建設計画が、向こう10カ年の建設計画を立てて、そのための方策、その進捗状況を見ていくための地域審議会等の役職等について、場合によれば町長さんがつく場合もあるし、議長さんがつく場合もあるんでしょうから、そういったいろんなケースのことがあれば、他の市に例があるように、別途協議して決めるということでも構わないと思うんです。

ただまあ、今、先ほど鎌田さんの方から、歯切れの悪さは何かというようなお話もありましたが、香川町側の中でいろいろ御事情があって、どうしてもこのところは失職というようにしとってもらった方が円満な協議につながるというお話なら、今、あえてここでその賛否を問うたりなんかせずに、もう少し次の機会に協議をゆだねると。もう一期、もう一月、次の機会まで、もう一遍、このお互い持ち帰って協議をするということも一つの提案ではないかなあと思いますから、このところはもうそれだけ固執されるんなら、私は、まあどちらでもいいと思いますが、委員の皆さんが固執されるんなら、別途、継続協議にしといて、今回は、次の機会に結論を得るということでもいいと思います。

議長（増田会長） それでは、大体御意見も出たようでございますので、これはもう一度、幹事会の方へ差し戻して、そこで十分に議論してもらおうということにさせていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、次に、協議第9号附属機関等の取扱い（協定項目第17号）についてを議題といたします。

なお、これからの協議第9号から協議第14号につきましては、会議規程第5条第2項の規定に基づき、本日の会議では提案及び協議事項についての説明、質疑等を行い、次回、第9回会議で改めて意思集約を図ることとしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の14ページをお開き願います。

協議第9号附属機関等の取扱い（協定項目第17号）についてでございますが、附属機関等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めるものでございます。

それでは、提案内容を御説明申し上げます。

中ほどの枠で囲った部分をごらんいただきたいと存じます。

提案内容でございますが、「両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。香川町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時までに調整するものとする。委員構成については、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。」というものでございます。

それでは、調整内容に関連いたしまして、両市町の現況について、附属資料で御説明を申し上げます。

附属資料の1ページをごらんいただきたいと存じます。別とじになっておりますが、附属資料の1ページでございます。

附属資料の1ページ、「附属機関等の取扱いについて」に関する資料でございます。

1ページの下側をごらんいただきたいと存じます。附属機関等についての説明が記載してございます。

まず、1に記載しておりますとおり、附属機関とは、執行機関が、その内部部局のほか、必要と認めて設置する機関及び行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために設置される審査会、審議会等の機関でございます。地方公共団体は、法律または条例により設置できることとされております。

一方、両市町には、法律または条例に設置根拠を持たない、規則、規程、要綱、要領等に基づく附属機関の類似機関も相当数ございます。

これらの附属機関等のうち、次の2と3にございますように、平成16年4月1日現在で、条例、規則、規程、この三つに基づき設置されている機関を抽出し、一覧表に整理いたしましたのが、この資料でございます。

次の2ページから4ページにかけまして、両市町の附属機関等を一覧表に整理いたしております。

資料には、両市町の現況を記載しておるものでございますが、例えば2ページの3の特別職の職員の報酬等審議会や、次の4の防災会議のように、両市町で同種の目的を持って設置していると思われる機関につきましては、同じ項目番号の市町の現況欄に左右対比して記載をしているものでございます。

4ページをごらんいただきたいと存じます。

4ページの68の総合体育館運営委員会から後は、香川町のみで設置されている機関でございます。これらの附属機関等の取扱いにつきましては、先ほどの調整案で申し上げ

げましたように、その実態や香川町の地域性等を十分に考慮し、合併時までには調整を行う
ものでございます。

以上で附属資料の説明を終わります。

恐れ入りますが、もとの会議資料の15ページをごらんいただきたいと存じます。

15ページでございますが、15ページには附属機関等の取扱いについての先進地域の
事例といたしまして、既に編入合併をいたしました10市の状況を記載しております。こ
のうち、合併協定項目として附属機関等の取扱いが協議されました市は、4市でござい
ます。

資料には、潮来市など3市の事例を記載しておりますが、統合の時期や取り扱いに相違
がございます。

次の16ページには、同じく先進事例といたしまして、現在、合併協議が進められてお
ります中核市16市の事例を記載しておりますが、16市のうちで、既に合併協定項目と
して、この附属機関等の取扱いが確認されました市が7市でございます。

資料には、岐阜市など4市の事例を記載しておりますが、ごらんのとおり、一部例外は
ございますものの、大半の市では、附属機関等の取扱いについては、編入する市に統合す
ることを基本に調整を行っており、なお、編入される自治体で独自に設置している附属機
関等につきましては、その実情や経緯、実績等を考慮し、必要に応じて適切な措置を講ず
ることとして確認が行われております。

以上が協議第9号附属機関等の取扱いについての説明でございます。よろしくお願いを
いたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第9号につきまして、御質問、御意
見等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、また、次回会議ということで、特にないようございま
すので、協議第9号につきましては、次回、第9回会議で改めて質疑、協議を行い、意見
集約を図らせていただきます。

次に、協議第10号公共的団体等の取扱い（協定項目第18号）についてを議題といた
します。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、資料の 17 ページをお開き願います。

協議第 10 号公共的団体等の取扱い（協定項目第 18 号）についてでございますが、公共的団体等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めるものでございます。

それでは、提案内容について御説明申し上げます。

ページ中ほどの枠で囲った部分をごらんいただきたいと存じます。

「公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、各団体の経緯、実情等を踏まえ、統合整備に努めるものとする。」というものでございます。

その調整内容につきましては、附属資料で御説明を申し上げます。

先ほどの附属資料の 5 ページをお開き願いたいと存じます。

資料の 5 ページでございます。「公共的団体等の取扱いについて」に関する資料でございます。

次の 6 ページをごらんいただきたいと存じます。

まず最初に、この公共的団体等の範囲でございますが、1 にございますように、公共的団体等とはでございますが、これまでの行政実例や国あるいは県のガイドブックによりますと、一般的には、合併関係市町村の区域内にある農業協同組合・森林組合等の産業経済団体、老人ホーム・育児院等の厚生社会事業団体、青年団・婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でも私法人でもよく、また法人でなくてもよい、とされております。

また、その下に、参考として記載しておりますように、合併特例法では、この公共的団体等の取り扱いに関し、努力義務的な規定を設けておりまして、その第 16 条第 8 項におきまして、「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。」と定めております。

また、資料には記載がございませんが、地方自治法の第 157 条でも、公共的団体等に関し、「地方公共団体の長は、当該区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、指揮監督することができる。」と規定されておりまして、このようなことから、合併に伴い、極力、公共的団体等の統合がなされるよう合併協議会において協議をし、各団体の理解を求めることが必要となってまいります。

しかしながら、一方で、どの団体をもって公共的団体等ととらえるかという点につきましては、先進地域の事例を見ましても、明確な定義づけはなされていないという状況でございます。実態として、それぞれの合併協議会によりまして、協議の対象とする団体が異なっているという現状でございます。

このような状況を踏まえまして、本合併協議会といたしまして、公共的団体等についての考え方を整理いたしましたのが、2の公共的団体等の考え方でございます。

資料に記載のとおり、本合併協議会といたしましては、1の団体の設置について、市町が関与（補助等）しているもの、2の市町の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの、3の市町の事業について大きく関与しているもの、以上3点のいずれかに該当する団体を公共的団体等として定義することといたしました。

そして、この考え方に基づき、公共的団体等のうちで、高松市、香川町共に設置されている主な団体を分野ごとに整理いたしましたのが、次の7ページの公共的団体等の現況でございます。

7ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、1の産業経済団体につきましては、商工、観光、農林水産の各分野の主な団体を、また、2の厚生社会事業団体、3の文化事業団体につきましても、福祉、文化、女性の各分野ごとに、両市町で共に設置されている主な団体を記載しているものでございます。

両市町の現況は以上でございますが、この調整案といたしましては、7ページの右下の枠の中に記載しておりますとおり、「公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、各団体の経緯、実情等を踏まえ、統合整備に努めるものとする。」としたところでございます。

以上が附属資料の説明でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の18ページをお開き願いたいと存じます。

資料の18ページには、この公共的団体等の取扱いについての先進地域の事例といたしまして、既に編入合併いたしました10市の状況を記載しております。このうち、合併協定項目として、公共的団体等の取扱いが協議されました市は、9市でございます。

資料には、新潟市など4市の事例を記載しておりますが、いずれの市におきましても、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、それぞれの団体の経緯、実情等に配慮する中で、基本的には各団体の統合に向けた調整に努めることといたしております。

次に、19ページでございますが、同じく先進事例といたしまして、現在、合併協議が進められております中核市16市の事例を記載しておりますが、16市のうちで、既に合併協定項目として、この公共的団体等の取扱いが確認された市は、13市でございます。

ここには、岐阜市など4市の事例を記載しておりますが、こちらにつきましても、公共的団体等の取扱いにつきましては、基本的には合併時に統合できるよう調整に努めることとし、なお、個々の団体の実情等により、統合に期間を要する団体については、合併後速やかに、あるいは将来的に統合できるよう調整を図ることとし、確認がされております。

以上、協議第10号公共的団体等の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第10号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

山本委員 香川町の山本と申します。

私は、食生活改善推進協議会に属しております。高松市にも食生活改善推進協議会はあるのですが、地域に密着して活動しているのはヘルスマイトなんです。高松市の場合、高松市保健委員会連絡協議会を母体として設立して、平成2年度に設立、140名、各地区に4名ずつ人数がありまして、その140名は変わってないんです。

このヘルスマイトというのは、栄養教室修了者がなれるのですが、私たちの香川町では、栄養教室修了者はそのままヘルスマイトになれるのですが、高松市の場合は栄養教室修了をしてもヘルスマイトにはなれない。各地区で4名というものが決まっていて、それ以上、数が変わらないんです。これは香川町だけじゃなくって、庵治町も牟礼町も香南町も塩江町も、香川町と同じような構成をしていると思います。

ですから、高松市になった場合、この食生活改善推進協議会のあり方をよく検討していただいて、高松市の今までの考えじゃなくって、私たちみんなの考え方をに入れてほしいと、そう思っております。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） はい、十分にわかりました。

事務局から、なお補足します。

事務局長 それにつきましては、後刻といたしますが、これから後、健康福祉部会において、具体的な個々のいろんな制度等について協議を行っていく中で、ただいまの食生活改善推進協議会ですか、この関係についても、どのように対応するかということがそれぞれ

の担当部署間で協議が行われるということになっておりますので、ただいまの御意見があったということをその部会の方へ周知をいたしてまいりたいというふうに思っております。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ほかにどうぞ。

はい、どうぞ。

溝渕委員 香川町の溝渕でございます。

公共的な団体ということでございますのですけれども、香川町の私の方の場合は、一般に言えば趣味の会というような感じでありますけれども、菊花会というのがございます。これで、香川町の場合は、東四国国体の場合に、全町の飾りのために菊をつくって、また花をつくって掲示してくれということで参加したという経歴があるわけなんです。それで、それがそのまま続いて、今、四十数名の人数で経営をしておると。それで、町から補助をいただいて、年に1回の香川町の文化関係の、香川町の総合体育館で行われている文化祭に出品して展示をするということでやっておりますんですけども、高松市の場合は、私の知っておる範囲では、玉藻の菊花会というのがあるようでございますけれども、それと一緒にするということがなれば、地域的に離れておると。それから、経営状況が違っておるといような問題があるので、その点、十分に検討していただきたいということでございます。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） これも先ほどと同じように、また、それぞれの部会で議論いただきたいと思えますし、また助成が出ておるといことであれば、補助金制度をどうするかという、そこでも議論することになりますので、余り御心配ないと思えます。高松もいろんなところの地区で菊花の会、いっぱいございますから、何が何でも統一するというようなことには、多分ならないんじゃないかと思えますけれども、十分にわかりました。

どうぞ。

大塚委員 香川町の大塚です。

今、先ほど来、心配されてる具体的な事案が出されておりましたけども、さらに、例えば香川町で社会福祉協議会、高松市にもありますけども、香川町で社会福祉協議会が果たしている役割というのが、高松と多少ずれがあるんでないかと。香川町の場合は、例えば訪問看護あるいは入浴サービス、またデイサービスといろんな事業をフルに活用されてるんですけども、それだけ職員にも相当多大な負担もかかっているんですが、なぜ香川町では社協がそういった、直接そういった事業に取り組んでいるかという、やはり民間の

介護関係の業者、あるいは施設が行うデイサービス、こういったものにしないと、この農村部との多少違いがあるんでないかと、そういうこともありまして、香川町では社協が非常に大きな役割を果たしている。もし、これが高松市と一体化されたときに、今の社協がやっているそういった事業を賄うための予算、これが寄附金やあるいは町からの助成金で運営されているわけですが、一体化されたときには、高松の基準で対応されたときに、そういったサービスが中止せざるを得ない部門が多く出てくるんでないか、こういう心配もされているわけです。そういったことの起きないように部会、幹事会等で十分な論議を深めて、そういうことが起きないように手だてを配慮していただきたいと思いますが、そういった対応は可能なことなのかどうかお答えをいただいております。

議長（増田会長） ちょっと事務局から。

事務局長 ちょっと説明をする前に一言、ちょっと誤解があると何ですので、ちょっと説明をさせていただきますが、この合併協定項目の公共的団体等の取扱いの公共的団体等の考え方については、先ほど説明の段階で申し上げましたが、その地域全体の中でこういう団体が本来の法律の趣旨とか、設置される根拠からいいますと、その地域の中に一つが望ましいと、そのような団体については、この協定項目に基づいて団体の統合というものを促していく、これは、自治体が設置しているわけでないんで、団体みずからの判断で行っていただくということになりますので、それぞれの団体ごとに話し合いをしていただくということの基本的な考え方を、ここで協定項目として上げているものでございます。

先ほど来からの個別団体に対する支援のあり方、個別団体がやっている業務で行政とかかわりのある業務の取り扱い、あるいはその団体の活動に対する支援の取り扱い、これについては別個の、個々の合併協定項目、行政制度等の取り扱いの中で協議が行われるということでございますので、ただいまの社会福祉協議会の業務のあり方、協議会自体の機能、役割等については、また別個の合併協定項目の中で、当然、担当部署がそれぞれ話し合いをして協議を行うということになりますので、その点御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（増田会長） ほかに、どうぞ。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは協議第10号につきましては、会議規程の定めによりまして、次回会議で改めて意見集約を図らせていただきます。

す。

次に、協議第11号使用料・手数料等の取扱い（協定項目第20号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料20ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第11号使用料・手数料等の取扱い（協定項目第20号）でございますが、使用料・手数料等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めるところでございます。

提案内容でございますが、ページの中ほど、枠で囲っている部分に記載してございます。

「両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。香川町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的及び実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整するものとする。」というものでございます。

それでは、調整内容に関連いたしまして、両市町の使用料・手数料の現況につきまして、附属資料で御説明を申し上げます。

附属資料の8ページをお開き願いたいと存じます。

8ページでございますが、この資料の目次でございますように、この後の9ページから21ページには、両市町の使用料の現況を、また22ページから55ページにかけまして、両市町の手数料の現況を一覧表に整理したものでございます。

また、8ページの下側に記載しておりますように、まず、使用料につきましては、本年6月1日現在のものを掲載いたしております。

また、両市町の条例に基づくもののみを記載し、香川県の制度によるものは、この資料には記載いたしておりません。

また、手数料につきましては、本年5月31日現在のものに加えまして、現時点において平成16年度中の改定が確定しているものを記載いたしております。

また、香川町の手数料欄におきまして、何も記述をしていないものの中で、例えば建築確認申請に伴う手数料など、香川町では直接徴収はしていないものの、現在、県の制度により、県が手数料を徴収している場合もございますので、その点お断りを申し上げておき

ます。

それでは、次の9ページをごらんいただきたいと存じます。

資料の9ページから21ページにかけまして、両市町の使用料の現況を整理いたしておりますが、例えば9ページの1にございます、行政財産の目的外使用に係る使用料のよ
うに、両市町共にある同一もしくは同種の使用料につきましては、高松市と香川町の欄
に、左右対比して記載をいたしております。

このようなことで、9ページから21ページまで、両市町の使用料の現況を整理いた
しておるものでございますが、このうち21ページをごらんいただきたいと存じます。

21ページでございます。このページの中の69、一番最後でございますが、町営バ
ス使用料につきましては、高松市の欄が空欄となっておりますが、香川町独自の使用料で
ございます。

以上が使用料の説明でございます。

続きまして、22ページをごらんいただきたいと存じます。

22ページからは手数料の現況でございますが、22ページから55ページにかけまし
て、両市町の手数料の現況を整理したものでございます。

先ほどの使用料と同じように、両市町で共にある、同一もしくは同種の手数料につきま
しては、高松市と香川町の欄に左右対比して記載をいたしておりますが、高松市の欄に記
載がないものは、香川町独自の手数料ということになります。このようなことで55ペー
ジまで手数料を整理しております。

以上が使用料・手数料の現況でございますが、個々の使用料・手数料の説明につきまし
ては、省略をさせていただきます。

以上で附属資料の説明を終わります。

恐れ入りますが、もとの会議資料の21ページをごらんいただきたいと存じます。

21ページには、この使用料・手数料等の取扱いについての先進地域の事例といたしま
して、既に編入合併をいたしました10市の状況を記載しております。

ごらんのとおり、すべての市におきまして、合併協定項目として使用料・手数料等の取
扱いが確認をされております。資料には、新潟市など4市の事例を記載しているものでご
ざいます。

次に、22ページをごらんいただきたいと存じます。

22ページには、同じく先進事例といたしまして、現在、合併協議が進められておりま

す中核市16市の事例を記載しておりますが、16市のうちで、既に合併協定項目として、使用料・手数料等の取扱いが確認された市は、12市でございます。

ここには、秋田市など4市の事例を記載しておりますが、ごらんのとおり、手数料につきましては、一部例外はございますものの、ほとんどの市において、編入する市の制度に統一することを基本として調整が行われております。

一方、使用料につきましては、高知市あるいは鹿児島市のように、合併後においても、原則として現行どおりとしている例など、基本的には編入する市の制度に統一することとしながらも、なお施設の実情等を考慮し、例外的な取り扱いをしている事例もございません。

以上で協議第11号使用料・手数料等の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第11号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

中原委員 香川町の中原でございます。

施設使用料・手数料の問題ですが、特に私の方からお願いしておきたいのは、問題としては部会の方で検討される問題かと思いますが、香川町の場合、特に体育施設等で、中学校の生徒に便宜を図るといふか、テニスコートとか、あるいは総合体育館とか、そういう面で、時間、例えば総合体育館であれば、6時から7時ぐらいな、一般が7時から来るのであれば、その間、中学校に開放するとかという便宜を図っております。そういう特殊事情もありますので、この項目の中へ書かれておる「その目的及び実情を考慮する中で」というところで十分検討していただいて、中学生が体育館とか、従前に比較してやりにくくなったというようなことが起こらないように配慮していただきたいと。

以上でございます。

議長（増田会長） 十分に部会で議論して、そのような方向でいきたいと思っております。

ほかにどうぞ。

大塚委員 香川町の大塚です。

今言われたことと共通しているわけですが、香川町は、かつて住宅団地が非常に民間のサイドで開発されました。その結果、地域で新興住民と、従前から住んでいた人との関係、コミュニティが図られるいろんな対応が必要ではないかということから、非常に

たくさんの、各地域ごとに文化センターとか、いろんな名称で運営されているんですけども、公費で建設、また運営をして、そこを地域の人が話し合いの場、コミュニティに資する、そういったことで、中には太鼓とか民謡とか、そういう文化的なサークルなんかも大いに活用しているんですけども、そういったあらゆる会合が、地域の住民が使う場合、今まで無料で開放されてきました。

こういった施設の今後の運営、管理についてですけども、高松市の場合は、公共施設はそれぞれに料金設定がされて、公民館関係の活動でも、市の教育委員会が公民館活動の一つとして教室などを認定している、そういうところが利用するときには無料だと聞いてますけども、それ以外の活用について有料化されていると伺っています。そういった格差が非常に大きくあるんですが、地域性として、地域の人がその地域の施設を使う場合、市民会館とかいろんな大きい施設の場合は別ですけども、そういった地域の施設を使う場合に、従前どおり無料で使えるような手だて、これについても幹事会、あるいはそれぞれの部会でのすり合わせの中で確保していただきたいと思います。

その点、そういった方向も可能なかどうか、お伺いしておきたいと思います。

議長（増田会長） 十分にまたそれぞれの部会でやっていきますが、私方も公民館活動は全部無料になっておりますので、念のため。営利目的で物産展とか何か、そういう即売会をする場合は有料ですけども、それ以外は基本的には無料でございます。

ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第11号につきましても、次回、第9回会議で改めて意見集約を図らせていただきます。

次に、協議第12号各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第21号）についてを議題といたします。

事務局から説明します。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

資料の23ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第12号各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第21号）についてでございますが、各種団体への補助金・交付金等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めるものでございます。

それでは、提案内容について御説明申し上げます。

23ページの中ほど、枠で囲った部分をごらんいただきたいと存じます。

提案内容でございますが、「各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。ただし、香川町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえ、調整するものとする。」というものでございます。

それでは、調整内容に関連いたしまして、両市町の現況について、附属資料で御説明申し上げます。

附属資料の56ページをお開き願います。

附属資料56ページでございます。「各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて」に関する資料でございます。

次の57ページをお開き願いたいと存じます。

現在、両市町では、各種の団体等に対しまして、その目的等を踏まえ、補助金、交付金、助成金あるいは負担金等を交付いたしておりますが、これらの補助金等のうちで、単なる会議への出席者負担金、あるいは団体への年度会費的な負担金を除き、本年度の両市町の当初予算をもとに、高松市と香川町の現況を整理いたしましたのが、この57ページ以降の一覧表でございます。

この資料につきましても、両市町で共に交付している、同一あるいは同種の補助金等につきましても、高松市と香川町の欄に左右対比して記載し、また、高松市の欄に記述がないものは香川町独自の補助金等ということでございます。

なお、先ほど申しあげましたように、本年度の両市町の当初予算をもとに、高松市と香川町の現況を整理しております関係で、仮に合併して一つの市になれば、調整に関係なく、自動的に不要となるような性格のものも含まれておりますので、この点、お断りを申し上げます。

以上が、補助金・交付金等の現況でございますが、個々の補助金・交付金等についての逐一の説明につきましては、省略をさせていただきます。

以上が附属資料の説明でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の24ページをお開き願いたいと存じます。

会議資料24ページでございます。

24ページには、先進地域の事例といたしまして、既に編入合併をいたしました10市の状況を記載しております。合併協定項目として、この各種団体への補助金・交付金等の取扱いが協議されました市は、9市でございます。

資料には、新潟市など4市の事例を記載しておりますが、いずれの市におきましても、補助金等の取り扱いにつきましては、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図ることを基本として、確認がされております。

続きまして、25ページには、同じく先進事例といたしまして、現在、合併協議が進められております中核市16市の事例を記載しておりますが、16市のうちで、既に合併協定項目として、各種団体への補助金・交付金等の取扱いが確認された市は、11市でございます。

資料には、岐阜市など3市の事例を記載しておりますが、高知市、鹿児島市につきましては、編入する市に統一、統合することを基本としながら、なお、編入される自治体において、独自に交付している補助金等については、従来からの経緯、実情等を勘案して調整を図ることといたしております。

以上で協議第12号各種団体への補助金・交付金等の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第12号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

中原委員 香川町の中原です。

先ほど申し上げた件と似通ったんですが、使用料・手数料の件と同様ですが、各種団体への補助金・交付金の取扱いで、基本的にはここに書かれておることでもいいと思うんです。

ただ、香川町の場合の独自性というか、例えば体育協会あたりへは、香川町に団地がたくさんできまして、住民融和、親睦というあたりから、まちづくりの中核として、体育協会へかなり委託金を組みまして、そういう活動をしていただいた経緯がございますし、また文化的な活動として、ひょうげまつりのような伝統文化、あるいはまた祇園座のようなもの、こういう伝統文化を維持、発展させるという面が非常に現時代ではやりにくくなってきておりますので、町としても、かなりの援助をして維持しておるわけですが、そういう特殊なものについて、ここにも書かれておるように、従前の経緯とか、あるいは実情等を十分勘案されまして、部会等で十分、予算等、まあ永久……、将来的には高松市の制度に統一するというのは当然でございます。それまで幾らかの暫定期間というか、その辺、十分考慮していただきたいと、こんなに思います。

以上でございます。

議長（増田会長） 十分に留意してまいりたいと思いますし、まあこれからいろんな調整の中で、経過措置であるとかいろんなことをお互いの理解と協力の中で協議していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかに何かございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

鎌田委員 高松の鎌田です。

この膨大な表を拝見しますと、事務局の御苦労が知れるわけでございますけれども、これ基本的に高松市の制度に統一するということになる、香川町さんには、今まで見たことも聞いたこともない補助金項目がどかっとふえて、新市の財政負担が非常に大きくなるんじゃないかという心配はないんですか。

それとも、それは非常に民政が向上するから、それこそ合併の利得でしょうか。

例えば、62ページの、人間に一番関係ないのをちょっと見ますと、62ページの197、犬猫不妊・去勢手術費補助金、高松ではこれがあるらしい。香川町さんはないらしい。すると、今後香川町さんで犬猫の避妊手術すると、補助金が一遍に出ることになる、そのように考えてよろしいわけですか。

議長（増田会長） 基本的には高松市の制度に合わすということですから、高松市の制度が全部適用になるということが原則です。

逆に、香川町の方が不利になるのがある場合に、それをどう統一するかというようなことは、また経過措置とかいろいろ、またお話し合い、やらにゃいかんのが、ごくやっぱりあると思います。手数料等ではやっぱり差が、香川町の方が安いのがありますから、そういうのもまたやらにゃいかんと思います。

ほかに何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、協議第12号につきましても、会議規程の定めにより、次回会議で意見集約を改めて図りたいと存じます。

次に、協議第13号都市提携（協定項目第24-1号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

会議資料の26ページをお開き願いたいと存じます。

協議第13号都市提携（協定項目第24-1号）でございますが、都市提携を次のとおり決定することについて、協議を求めるものでございます。

提案内容でございますが、ページの中ほどでございますように、「都市提携については、高松市の制度を適用する。」というものでございます。

その調整内容につきまして、附属資料で御説明を申し上げます。

附属資料の76ページをお開き願いたいと存じます。

76ページ、「都市提携について」に関する資料でございます。

次の77ページをお開き願いたいと存じます。

まず、国外都市との提携でございますが、高松市には資料に記載のようにアメリカ、セント・ピーターズバーグ市など3都市と提携いたしておりますが、香川町は国外都市との提携はございません。

次に、78ページの国内都市との提携でございますが、高松市におきましては、資料に記載のとおり、彦根市など三つの都市と都市提携を行っておりますが、香川町では国内都市との提携はございません。

以上の両市町の現況を踏まえまして調整案でございますが、国外、国内いずれの都市提携につきましても、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上が附属資料でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の27ページをごらんいただきたいと思います。

27ページと28ページには、これまでと同様に先進地域の事例を記載してあるものでございます。恐れ入りますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で協議第13号都市提携についての説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（増田会長） それでは、ただいま説明のありました協議第13号について、御質問、御意見等がございましたら、御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、協議第13号につきましても、会議規程の定めにより、次回会議で改めて意見集約を図ることといたします。

次に、協議第14号人権啓発事業（協定項目第24-4号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明申し上げます。

会議資料の29ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第14号人権啓発事業（協定項目第24-4号）についてでございますが、人権啓発事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

それでは、提案内容について申し上げます。

中ほどの枠で囲った部分をごらんいただきたいと存じます。

提案内容につきましては、「人権啓発事業については、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

その調整内容につきましては、附属資料で御説明を申し上げます。

附属資料の79ページをごらんいただきたいと存じます。

附属資料79ページ、「人権啓発事業について」に関する資料でございます。

次の80ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに、人権・同和問題啓発事業について御説明申し上げます。

まず、両市町の現況でございますが、1の人権教育・啓発講演会事業につきましては、高松市では、市民や教職員等を対象に同和問題講演会、同和教育研修会、平和と人権を守る市民のつどいを、それぞれ年1回開催いたしております。

また、香川町につきましても、同様に、人権・同和教育講演会を、年2回開催いたしております。

次に、2の人権週間等啓発事業につきましては、高松市では、8月の同和問題啓発強調月間、12月の人権週間、6月の人権擁護委員の日に、それぞれ街頭啓発キャンペーン等の啓発事業を実施いたしております。

また、香川町におきましても、同様に、関係町や県との共催で街頭啓発キャンペーン等を実施いたしております。

次に、3の人権教育・啓発研修事業でございますが、高松市は、市内の民間企業等を対象とした研修会や公民館を活用した地域住民に対する研修を実施いたしております。香川町におきましても、町職員やPTA、各種団体、民間企業等を対象に、研修会を年2回実施いたしております。

次に、4の親子で人権を考える会でございますが、高松市では、児童・生徒及び保護者

を対象に、劇やコーラス等の発表を通じて、人権意識の普及・高揚を図ることなどを目的として、親子で人権を考える会を開催いたしておりますが、香川町においては、実施をいたしておりません。

次に、81ページをお開き願いたいと存じます。

5の小学校・中学校(園)要請訪問でございますが、高松市では、市内の幼稚園や小・中学校からの要請に基づき、教育委員会の指導主事が学校等へ出向いて、人権教育について指導いたしておりますが、香川町においては、現在のところ、社会教育指導主事がいないことから、同様の事業は実施いたしておりません。

次に、6の人権集会開催でございますが、これは幼稚園や小・中学校で人権教育の実践発表をするというものでございまして、高松市におきましては、すべての幼稚園、小・中学校で実施いたしておりますが、香川町におきましては、幼稚園を除くすべての小・中学校で実施をいたしております。

続きまして、7の人権教育・啓発資料等の作成・配布でございますが、高松市、香川町いずれも、人権教育・啓発事業を積極的に推進するための研修資料といたしまして、パンフレット、リーフレット、ビデオテープを作成、配布するなどの取り組みを行っているものでございます。

以上が両市町の現況でございます。

80ページに戻っていただきまして、調整案でございます。

80ページでございますが、右の欄に書いてございますように、まず一番上に問題点・課題というところがございます。問題点・課題といたしましては、啓発事業内容に差異があることが挙げられておりますが、両市町ともおおむね同様の事業を実施いたしておりますことから、対応策、調整案いずれも、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、82ページをお開き願います。

82ページは、人権擁護委員推薦についてでございます。

人権擁護委員につきましては、市町が候補者を決め、議会の同意を得た後、法務局へ推薦し、法務大臣が委嘱をするというものでございますが、高松市では、現在20人の委員が委嘱されております。委員数につきましては、人口規模による定数規程では、19人ですが、平成5年に増員要望を行い、1人増となりまして、現在20人となっているものでございます。

一方、香川町におきましては、定数規程に基づく委員数は7人でございますが、現員は定数より2名減の5人となっております。

この問題点・課題でございますが、人権擁護委員につきましては、人口規模により定数が定められておりますことから、合併後は委員数が20人となることが挙げられます。

次の対応策でございますが、人権擁護委員は、住民の基本的な人権を守り、人権相談等の活動を行うという要職であり、また、これまでの経緯の中で、高松市において法務局に要望し、1人の増員が認められているという実績もございますので、委員数の増員について法務局へ要請するというものでございます。

以上の問題点・課題及び対応策を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

以上が附属資料の説明でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の30ページをお開き願いたいと存じます。

30ページには、人権啓発事業についての先進地域の事例といたしまして、平成11年度以降に編入合併いたしました先進地域の事例を記載しております。

また、次の31ページには、現在、合併協議を行っております中核市の事例を記載しておりますが、ごらんのとおり、人権条例の制定について確認をした堺市を除きまして、いずれの合併協議会におきましても、編入する市の人権啓発事業に統一することを基本として、確認がなされておるものでございます。

以上で協議第14号人権啓発事業についての説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第14号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

大塚委員 香川町の大塚です。たびたびどうも。

実は、かつて香川町で同和地域の出身の方から、事業所というか、事業を立ち上げるのに同和関連の資金融資を受けたいということで、県の方へ相談、協議に行った結果、町を通じて申請しなさいということで指導を受けて、香川町の事務レベルでこれが立案されて、議会に提案された経過がありました。

この折、香川町は、地域指定を受けてないという町であります。そういうことから、地域指定を受けてないところで、同和対策関連の事業が、県があっせんして取り上げるんで

すかということで再度問い合わせたところ、これが取りやめになった経緯があります。

そこでお尋ねしたいんですけども、高松市に編入された場合、香川町のそういった対応、香川町に居住しているそういった方たちからの申請があれば、今後は香川町に在住している人であっても、同じようにいろんな援助措置が受けられることになるのかどうか。

これは受けられるということになると、現在、もう既に時限立法はその役割を果たしたということから、逆差別さえ起こしている現況から廃止になりました。ところが、廃止になった以後も、香川県においても、また高松市においても、その事業が、人権という名前が上について、継続がされている部分がたくさんあると聞いています。香川町でもそういった事業が今後対応されるということになると、そういった地域を拡大することになるのではないかという疑問が出てくるわけですけども、そういったところはどんな取り扱いになるのか、お尋ねしておきたいと思います。

議長（増田会長） これはちょっと即答はできかねますけれども、十分に部会の方で、また、市としての態度もまた決めた上でお話し合いをしていきたいと思います。

はいどうぞ、事務局から。

事務局長 ちょっと補足させていただきますけれども、ただいまの御意見については、御意見の中に、発言の中に融資の関係のことがあったと思うんですが、融資制度につきましては、合併協定項目としては、産業部会の方で取り扱うということになっております。

ただいまのは同和対策関係の融資、ということについても、産業部会の方で協議、調整するということになっておりますが、ただいまの地域指定の問題についてはちょっと、現在の事務局の立場としてはちょっと理解をいたしておりませんので、その点についても、この会議で発言があったということ、部会の方で、別個の合併協定項目の協議の中で協議、調整が行われるということをおひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（増田会長） ほかにございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第14号につきましても、次回第9回会議で改めて質疑、協議を行い、意見集約を図ることといたします。

会議次第4 その他（1）建設計画作成に当たっての住民意向調査について

議長（増田会長） 次に、会議次第の4その他でございますが、（1）の建設計画作成に当たっての住民意向調査について、事務局から説明いたします。

事務局次長（福井） それでは、事務局の方から説明いたします。

会議資料の32ページをお開きください。

その他の（1）建設計画作成に当たっての住民意向調査について、これについて御説明いたします。

33ページの別紙1をごらんください。

この調査は、高松市・香川町合併協議会において、合併の方式が編入合併方式で確認されましたことにより、編入される香川町地域を対象として作成されます合併後の新市のまちづくりのマスタープランとなる建設計画に反映させるため、香川町住民を対象に実施したものでございます。

3の内容にございますように、（1）実施日につきましては、7月9日から開始いたしまして、7月23日をアンケート調査票投函の最終日として実施いたしました。

（2）の対象につきましては、香川町の住民で、住民基本台帳をもとに無作為に抽出した18歳以上の町民3,000名を対象といたしました。

（3）の主な調査項目につきましては、別添資料として34ページ以降にアンケート調査票を添付いたしております。

詳細な説明は省略させていただきますが、35ページの香川町の現状の評価、それから38ページの現在進められている香川町と高松市の合併協議について、39ページの合併による香川町地区の新しいまちづくりのあり方についてなどが主な調査項目でございます。

現在、各調査項目の集計、分析作業を実施しておりまして、次回、第9回会議では、アンケート調査の集計結果の概要を御報告させていただく予定といたしております。

建設計画作成に当たっての住民意向調査については、以上でございます。よろしく願い申し上げます。

議長（増田会長） ただいまの事務局の説明に対しまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第4 （2）今後の合併協議スケジュールについて

議長（増田会長） ないようでございますので、それでは次に、（2）の今後の合併協議スケジュールについて、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明をいたします。

会議資料の４２ページをお開き願います。一番最後のページでございます。

今後の合併協議スケジュールについてでございますが、前回の第７回会議で合併の期日が確認をされましたが、今後想定されます合併協議のスケジュールを本年４月からの月単位で、時系列に表にいたしましたものでございます。

そこに掲載しておりますのは、４８項目ある合併協定項目のうちで、上段部分が合併協議の基本項目や行政制度・事務事業等の４７項目で、下段部分が建設計画に係る合併協定項目でございます。

この合併協定項目につきましては、前回の第７回会議までに八つの項目を提案し、本日６項目を提案いたしておりますので、合計で１４の項目を提案いたしております。

また、建設計画に関しましては、これまで建設計画の構成を御報告いたしております。

合併特例法の期限でございます平成１７年３月３１日までに合併協定書に調印し、両市町の議会の議決を得て、県知事に申請をするためには、この表にございますように、おおむね本年１２月末までに、すべての合併協定項目について協議し、確認をする必要があるということで、非常に厳しいスケジュールとなっております。

合併協定項目につきましては、現在、各部会におきまして、この合併協議会において御協議いただく協定項目の調整作業を進めております。今後協議が調ったものから、この合併協議会に提案していくことといたしております。

また、建設計画につきましても、今後、資料に記載のようなスケジュールで取りまとめをしてまいりたいと考えております。

以上で今後の合併協議スケジュールについての説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（増田会長） ただいまの事務局の説明について、何か御発言ございましたらどうぞ。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第４ （３）高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） それでは、次に（３）の高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明を申し上げます。

会議資料の32ページをごらんいただきたいと存じます。

次回の第9回会議でございますが、8月25日の水曜日、午後1時30分から、場所につきましては、高松市福岡町の香川県自治会館で開催を予定いたしておるものでございます。

なお、会議の案内状につきましては、会議の協議事項を付した上で、会議開催のおおむね1週間前に送付いたしますので、よろしく願いをいたします。

事務局からは以上でございます。

議長（増田会長） 以上で本日予定しておる事項はすべて終了しました。

この際、せっかくの機会でございますので、皆様方の方から自由に何か御発言がございましたら、よろしく願います。

はい、どうぞ。

山本委員 香川町の山本と申します。

先ほどお願いしたのにちょっとつけ加えたいんですが、食生活改善推進協議会なのですが、私たちは香川中央高校の健康ステーションに参加しております。

香川中央高校は香川町にありますが、生徒さんは綾上とか香南町とか香川町だけの生徒さんじゃないんですが、行政の協力を得まして、それと保健所の協力を得まして、私たちヘルスメイト、地域住民が中央高校、県立の高等学校の健康ステーションとか体育祭に参加することができるのです。高松市に、もし、なりましてもというのはおかしいんですが、この香川中央高校での健康ステーションに、この事業を継続してくだされるように、もう切にお願いしておきます。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） 地域独自でいろいろな活動をなさっておる事業や団体等があると思いますが、むしろ見習わなければならないものについては、高松市もまたやらにゃいかんし、そうでなくても、これまでやっておるそういう経緯については大切にしていきたいと思っておりますので、十分に協議の中でやりたいと思います。

ほかに何かございませんか。

はい、どうぞ。

長尾委員 香川町の長尾でございます。

協議第10号の方にちょっと引き返してもよろしいですか。

議長（増田会長） はい。

長尾委員 はい、済みません。

ちょっと参考のために1点だけお伺いしておきたいんですけども、この「経緯、実情等を踏まえ、統合整備」するということでございますけれども、いつごろどの部署で、だれとだれで、どのように決めていかれるか。そして、その関係した者の意見が反映されるかどうか。と申しますのも、商工会等でございますと、いろいろ先月も申しあげましたように、いろいろ問題がございまして、高松市と香川町だけの合併の問題じゃなくて、周辺町との関連も非常に影響してきます。そういうことも踏まえまして、うんと詰まったときにいろいろと御意見、それから決まったことをお聞きするよりも、どこでどのように、だれがどのようにということをお聞かせ願えたらありがたいなと、こう思っています。

議長（増田会長） はい、事務局から説明いたします。

事務局長 説明をいたします。

先ほども若干説明をいたしました。前回は説明をしたと思っておりますけれども、協議第10号の公共的団体等の取扱いということにつきましては、基本的に公共的団体自身の問題であるということで、行政側が直接的にこうなさいとか、ああなさいとかいうことができない部分でございます。

しかしながら、この提案の趣旨にもありますように、高松市という自治体の区域の中にいろんな団体があって、それが例えば、今御発言のあった商工会、あるいは商工団体としては商工会議所というようなものもありますが、それが複数存在することが好ましくないというのが法律等の趣旨でございますので、それらの趣旨を踏まえて、団体自身が統合を図っていくための手続を行うということになります。

したがって、統合の話し合いをするのは、団体同士での話ということで、そこに行政が直接的に関与するということとはできない制度となっておりますので、その点ひとつ御理解をいただきたいと思います。

ただ、いろんな意味で行政にかかわっておられるということで、非常に深いかわりがありますので、側面から行政がかかわっていくということは、当然あるかと思っておりますので、それについては、あるいは団体への補助、あるいは支援等に際して、団体の統合整備についても促していくというようなことになろうかと思っておりますので、それについては行政と団体とが、お互いに密接な連携を図りながら対応すべきものであるというふうにしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。

ほかに。はい、どうぞ。

鎌田委員 高松市の鎌田です。

この最後の、会議資料の方の最後の方のこのロードマップですけれども、これは以前出たかな。きょうこれ見て、ああなるほど、まだ3合目から5合目ぐらいだなということはよくわかったんですが、ついながら、この最初に方式決めて、それから会議の方法を決めて、あと期日、名称、新市の事務所、この辺あたりでほかの市町さんは決裂したりしているようですが、高松市の場合は大方が、大方がと言うたら悪いけど、編入合併でしょうから、このロードマップはほとんど1市6町共通でございますね。

議長（増田会長） 事務局から。

事務局長 各合併協議会とも、進行の度合いは違いますけれども、最終的に合併協議のスケジュールとしては、本年末までの協議終了ということが、来年の3月31日までに知事に申請する場合のタイムリミットだということでございます。

ただ、一部の協議会において確認をいたしておりますのは、来年の3月31日までの合併と。申請でなくて合併ということを現時点において目標としている協議会もございまして、そういう協議会については、これよりずうっと前倒しということになりますので、その点御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

鎌田委員 今おっしゃったのは、はっきり言って塩江町さんですわね。もしよろしかったら、今後こういうロードマップを棒状行程表にして、よそさんが今どの辺の位置にあるのかというのを、その都度教えていただけますと、全体の鳥瞰図が得られて、この協議会としても大いにやる気が出たり、インセンティブが出たりするんじゃないかと。

やっぱり1対1が六つばらばらにやるというのは、やっぱり何となく不安なもんですわ。1市6町の行程表の開示をぜひお願いしたいんですが。

議長（増田会長） はい、事務局から。

事務局長 事務局の立場で主観を交えた考え方を示すことはできません。事実として、このような状況ですよということは、別途資料を提供することはできようかと思っておりますので、またこちらの方へ言っていただければ、準備をさせていただきたいというふうに思います。

今、ちょっと頭の中で整理をちょっとできておりませんので、申しわけないですが、今

即答するということにはならないので、申しわけございません。

鎌田委員 次回には提示していただけますか。

議長（増田会長） はい。ほかにはございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、本日の会議をこのあたりで閉じさせていただきます。

皆様方には、長時間にわたり御協議を賜り、まことにありがとうございました。

それでは、高松市・香川町合併協議会第8回会議をこれで閉会させていただきます。

ありがとうございました。

午後 3時13分 閉会

会議録署名委員

委員 千葉 規美子

委員 中原 弘